

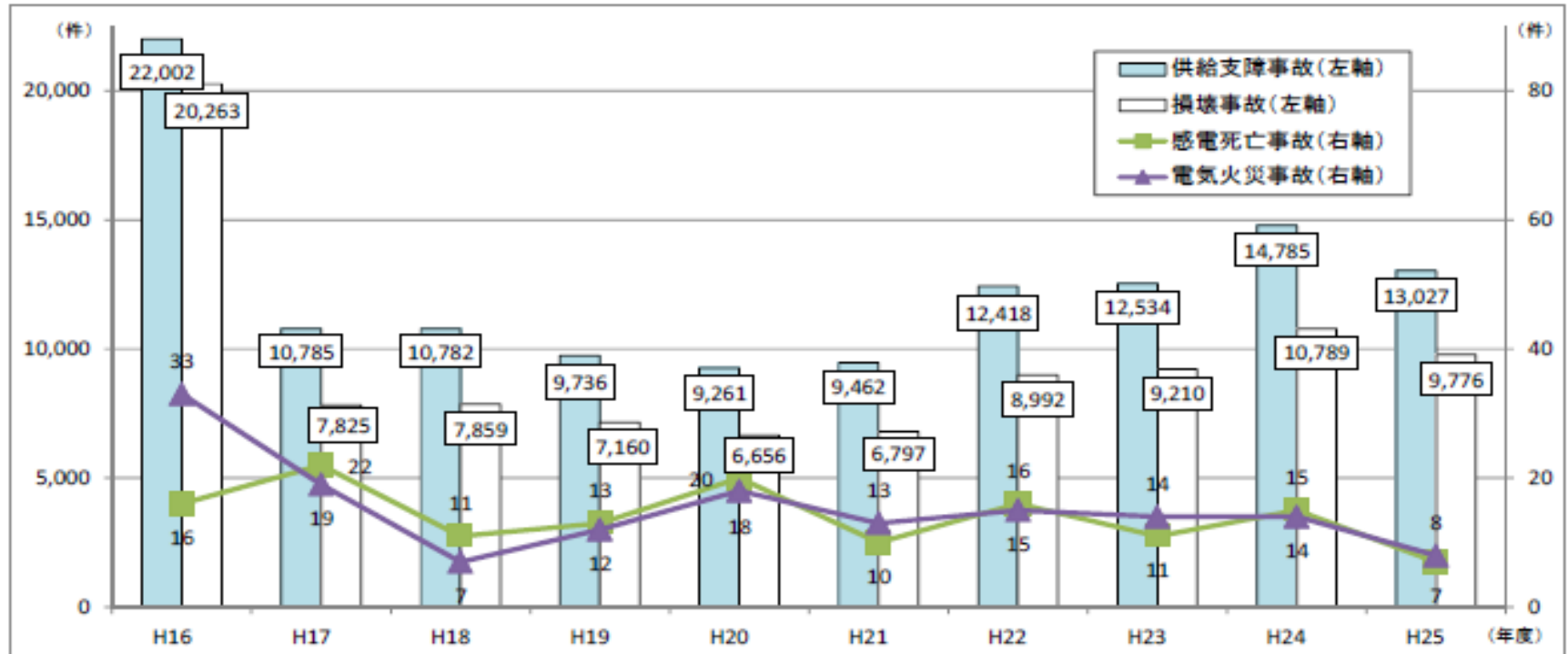
電気・ガスの小売自由化と消費者保安について

主婦連合会 参与 大河内美保

Q1. 電気事故の現状はどのようになっているのでしょうか？

主な電気事故件数の推移

出典: 最近の事故の状況について(経済産業省)

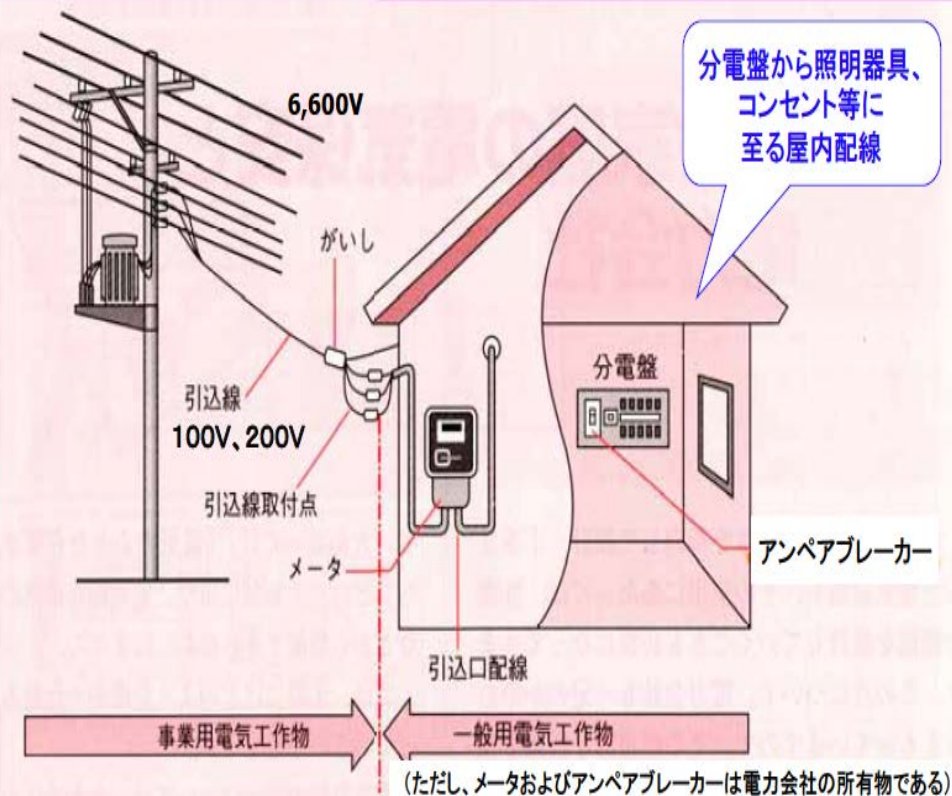


- ・ 本統計における供給支障事故及び損壊事故の件数は、電気関係報告規則第2条(定期報告)に基づき、経済産業大臣宛に提出された電気保安年報を集計したものである。
- ・ 感電死亡事故は、経済産業省の調査による。
- ・ 本統計における電気火災事故は、同定期報告に基づき経済産業大臣宛に提出された電気保安年報及び電気関係報告規則第3条(事故報告)に基づき産業保安監督部長宛に提出された電気事故報告書の件数を集計したものである。

自然災害など敷地内までの発電・送配電での供給支障や損壊事故は多いです。
しかし家屋内の電気配線設備での感電や漏電火災事故は極めて少ないです。

Q2. 現在の住宅に対する電気保安制度はどのようなになっているのでしょうか？

一般家庭等における電気工作物の区分



①製造段階	②工事段階	③維持・運用段階
電気用品安全法	電気工事士法・電気工業法	電気事業法

電力会社
登録検査機関が実施

竣工検査

定期検査

検査業務の種類と頻度

竣工検査

一般家庭等の電気工作物が
設置されたときおよび
増設変更したときに実施

図面、設備の確認
絶縁状態確認等

定期検査

検査実施者…電力会社あるいは
国に登録された検査機関
(保安協会、各都県工事組合など)

4
年
毎

・漏電有無の測定
・電気工作物の点検
・問診
・電気安全指導(電気安全の啓発)

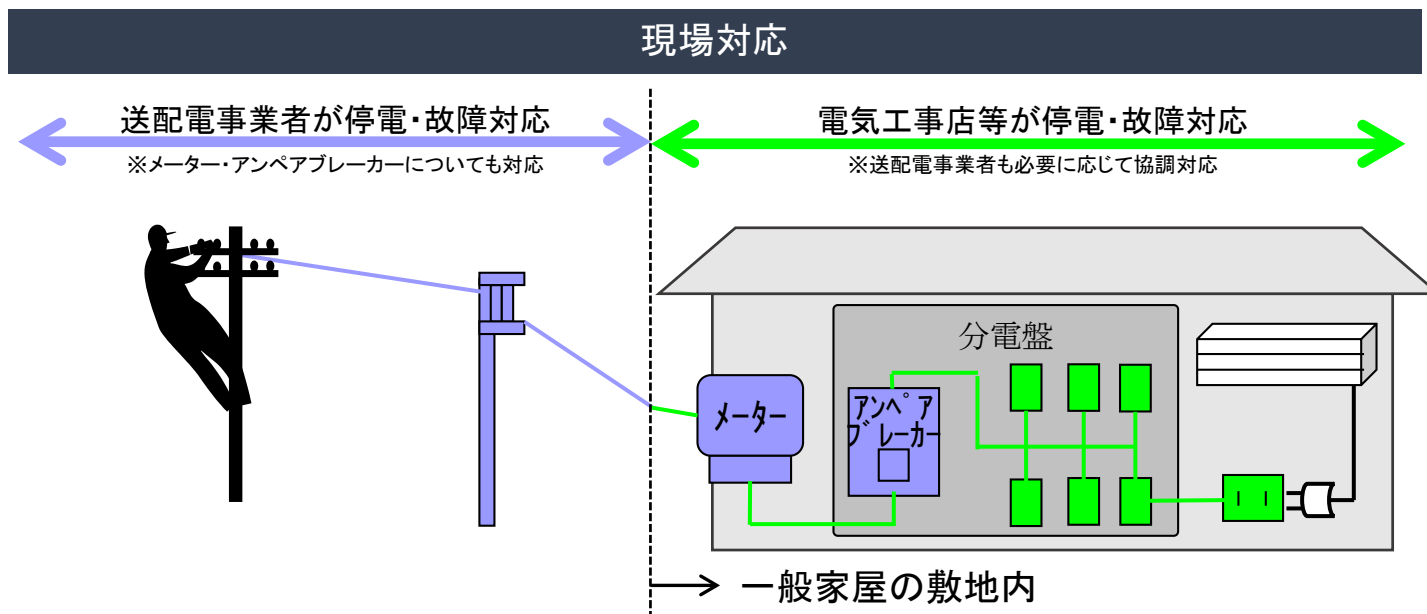
・定期検査は4年に1回実施
・学校、病院、プールなどの
設備については毎年1回以上

出典：日本における住宅等の電気保安(関西電気保安協会)

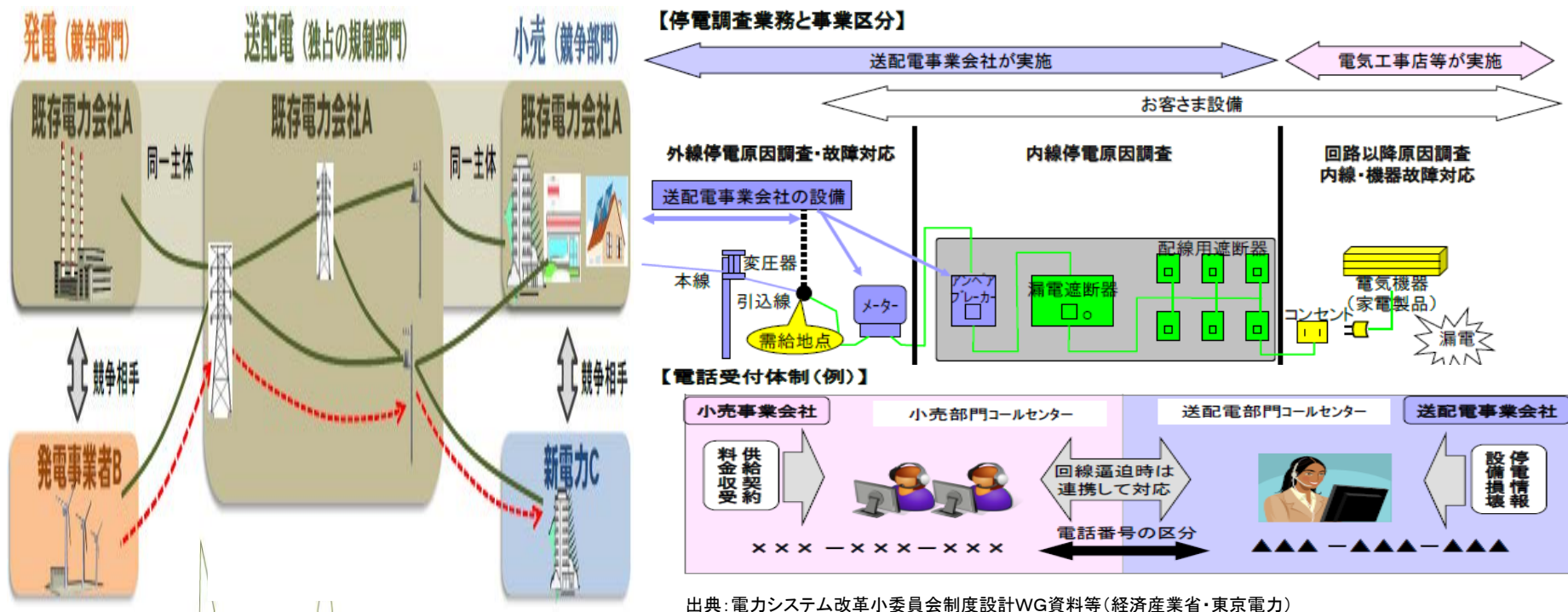
一般住宅の屋内電気設備は『一般用電気工作物』に法定されています。
電気設備材料や設備工事は「電気用品安全法」等で規制され、**設備の竣工や漏電などの定期検査(4年毎)**は、**地元の電力会社(東電など)や、そこから委託を受けた国の登録検査機関(関東電気保安協会など)**が実施しています。

電力システム改革と一般用電気工作物の保安

- 一般家庭の屋内配線等の一般用電気工作物については、
 - ①電気工事士法に基づく電気工事士による工事を義務づけることにより、設置段階で技術基準への適合性を確保するとともに、
 - ②電気の供給者(一般電気事業者又はその委託を受けた登録調査機関)による設備の定期的な調査(一般調査)により、経年劣化等を把握し、設置者が適切な改修等が行えるよう措置。これは電力システム改革後も同様であり、旧一般電気事業者以外の小売事業者と契約を行う場合でも、送配電事業者が調査義務を負う。
- なお、停電時などには、系統側の不具合であれば、送配電事業者又は契約する小売事業者に問い合わせの上、送配電事業者が補修等の対応を行うこととなる。



Q3. 家庭小売自由化後の住宅に対する電気保安制度はどうなりますか？



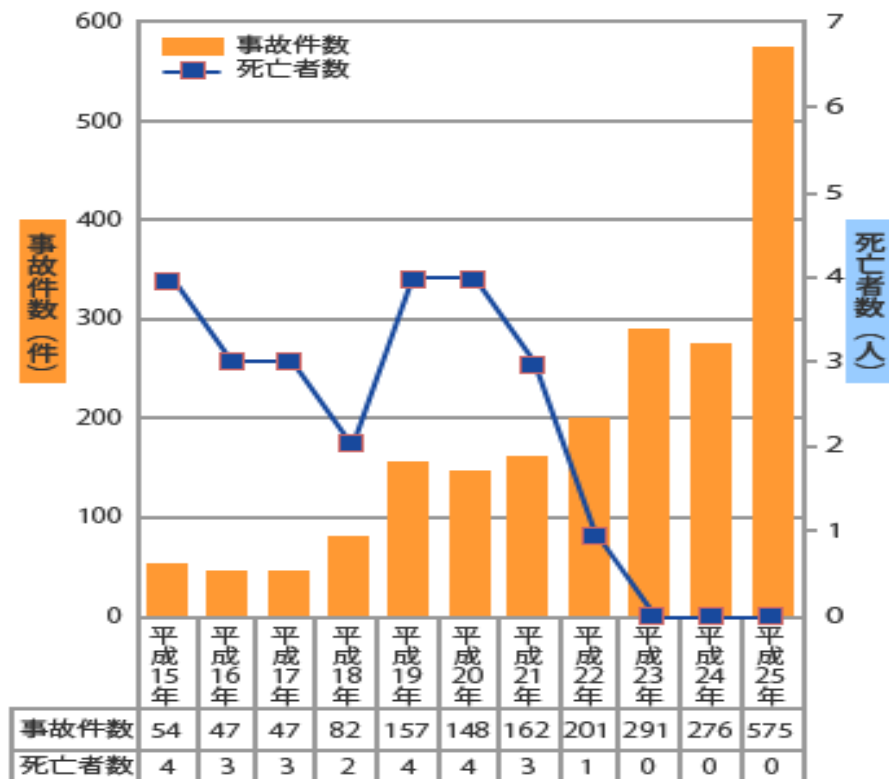
小売全面自由化により、一般消費者等は様々な小売電気事業者へ頻繁に変更する可能性があります。しかし住宅の電気設備も含め『一般用電気工作物』の調査は、一般消費者等の電気保安に関する知識や能力を考慮し、**調査の実施状況管理を容易にするために、送配電を独占する一般送配電事業者や委託された国の登録機関が、従来通りに実施することになりました。**

また停電や設備損壊の発生時は、一般消費者等には原因が特定できないので、一般送配電事業者が小売事業者と連携した**従来通りの対応となりました。**

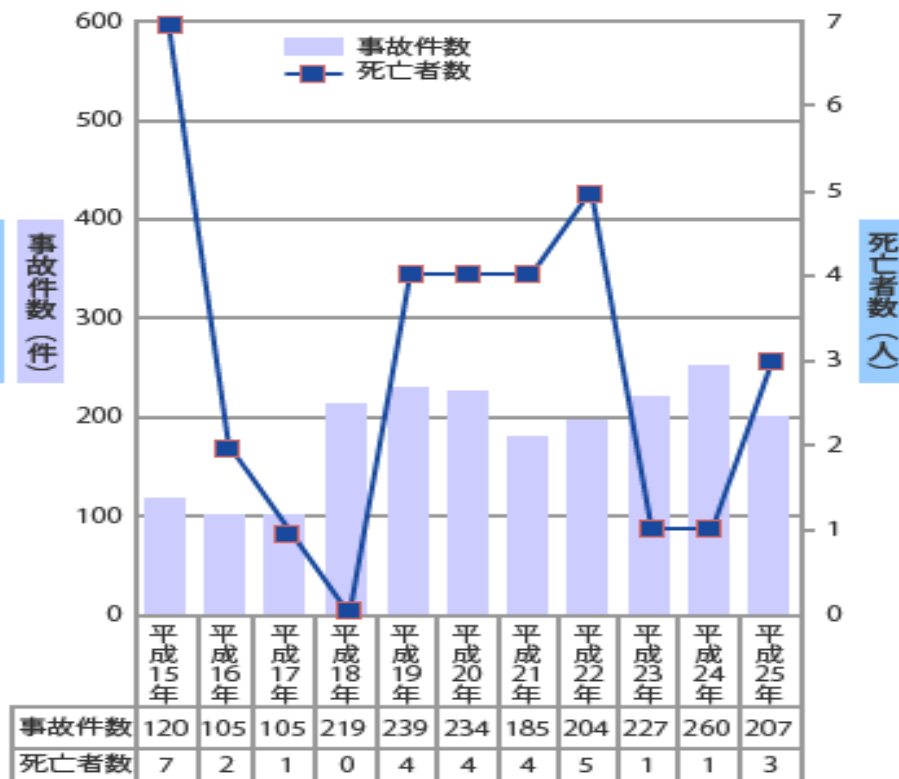
Q4. 都市ガスやLPのガス事故の現状はどのようになっているのでしょうか？

都市ガス事故

出典:政府広報オンライン

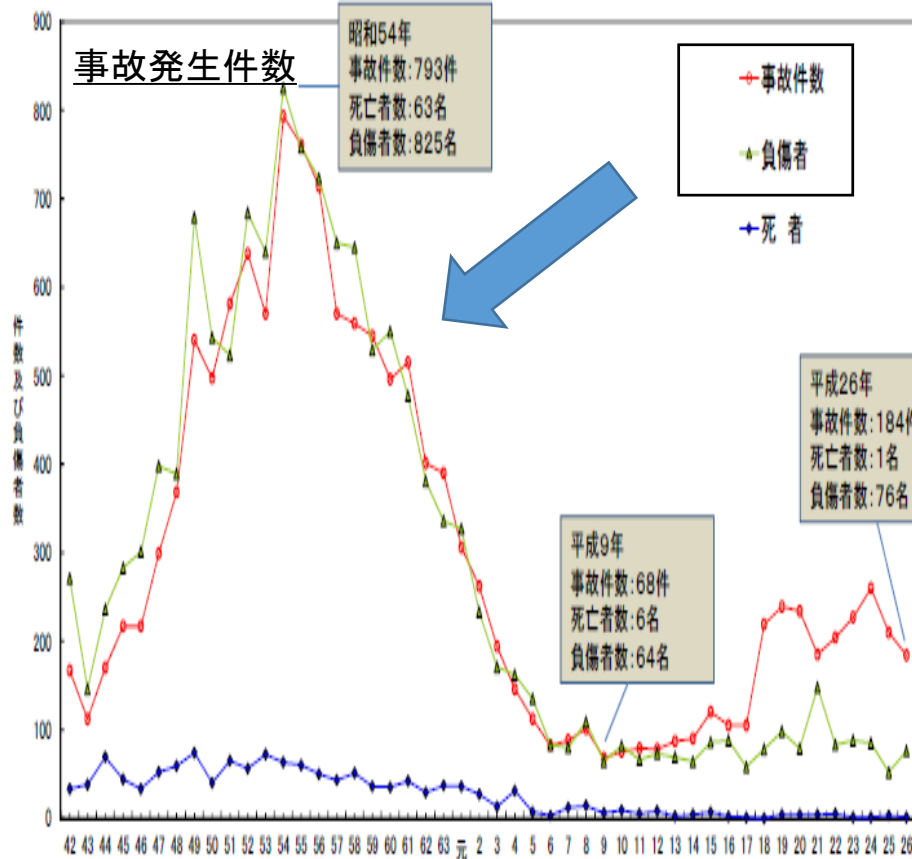


LP ガス事故

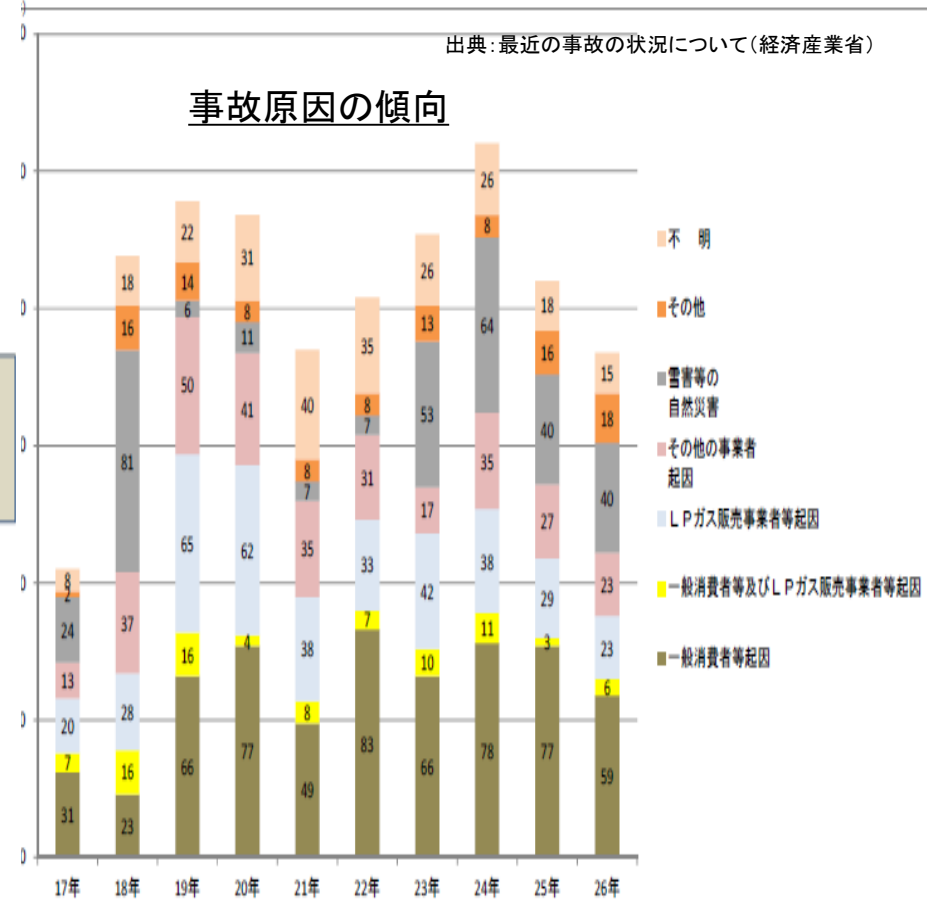


ガスの製造・供給段階のガス事故は減少し、家庭でのガス使用に関しても、都市ガス、LPガスともに、死亡事故は少ないです。しかし、**利用者の誤まった使い方などによる事故件数は、近年増加する傾向にあります。**単身化や高齢化の進展に伴い、家庭での正しいガス使用に関する相談対応は重要です。

Q5. LPガス事故の実態はどのようなになっているのでしょうか？



注)平成27年1月31日時点での数値のため、調査の進展により変更等があり得る。負傷者にはCO中毒事故の症者を含む。

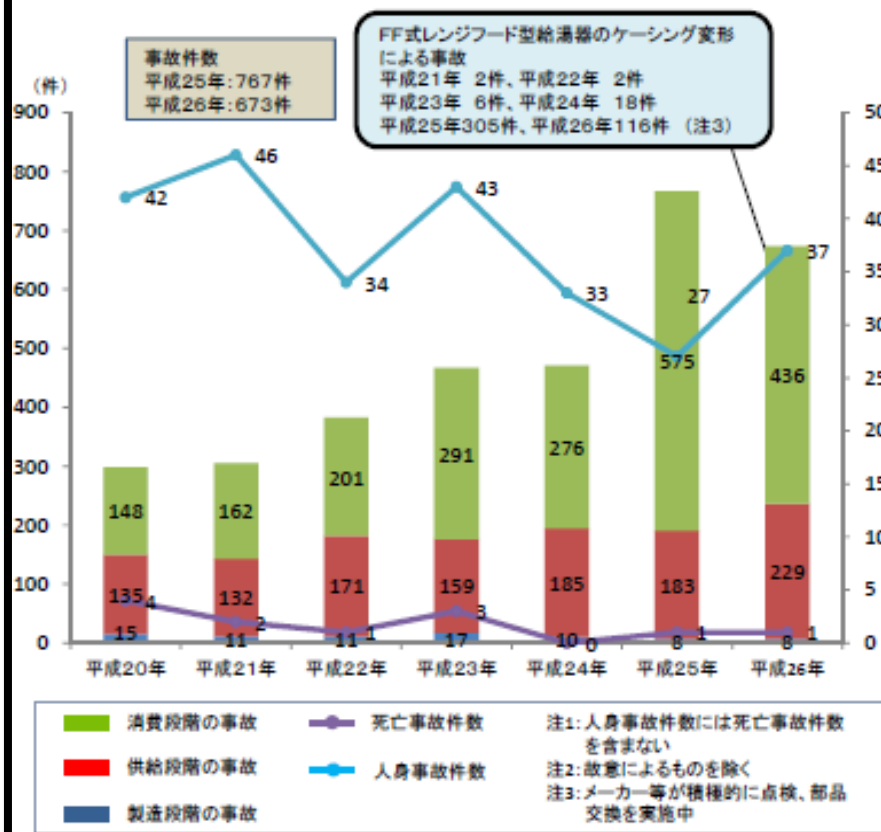


左図では、18年から瞬間湯沸器のCO(一酸化炭素)中毒事故等を受けて事故届出が厳格化し、事故件数が高水準で増加し、死傷者は70名程度います。
また右図から、近年は自然災害の事故も多いですが、器具の点火ミスやガス栓の誤開放など一般消費者等に起因する事故も多いことがわかります。

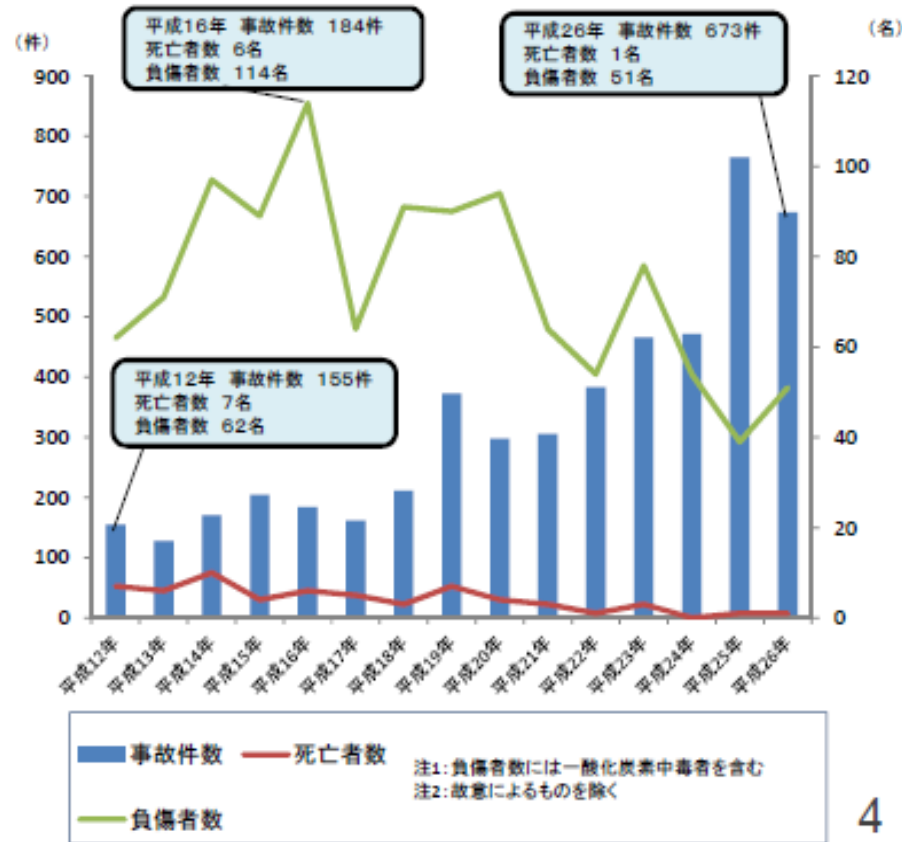
Q6. 都市ガス事故の実情はどのようなになっているのでしょうか？

出典：最近の事故の状況について（経済産業省）

各段階事故件数と死亡・人身事故件数の近年の推移



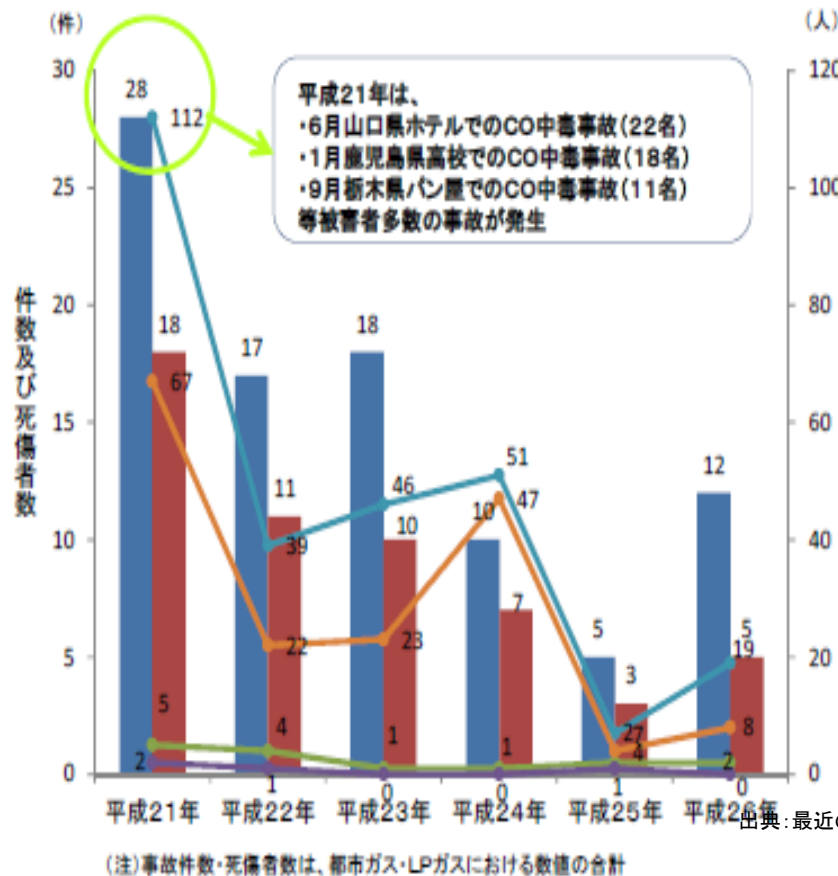
事故件数・死亡者数・負傷者数の推移



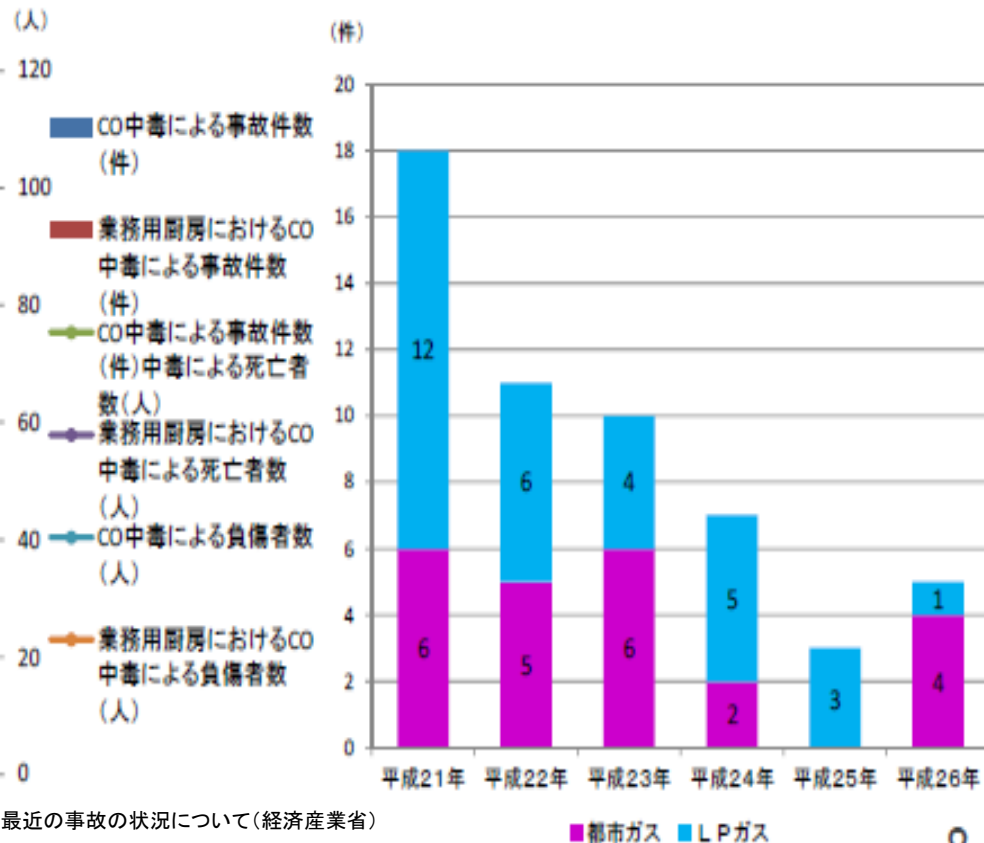
左図では、ガス管など供給段階の事故も近年は200件程度と多いですが、瞬間湯沸器のCO中毒事故等を受けた事故届出の厳格化に伴い、**ガス器具などの消費段階での事故件数も増加しています**。また右図では、減少傾向と言えども50名程度の死傷者がいます。

Q7. LPガスや都市ガスのCO(一酸化炭素)事故の実情はどうでしょうか？

CO中毒事故の事故件数・死傷者数の推移



業務用厨房施設におけるCO中毒事故件数

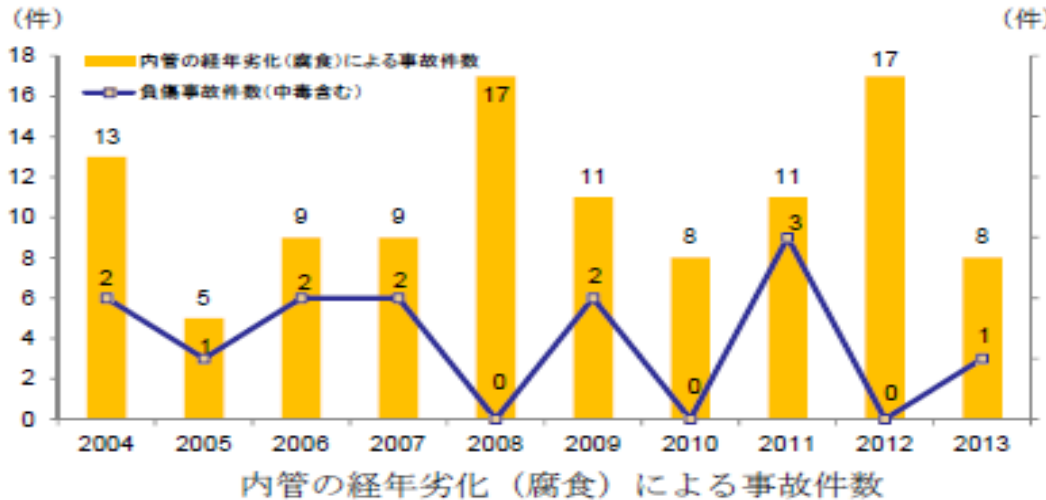


出典: 最近の事故の状況について(経済産業省)

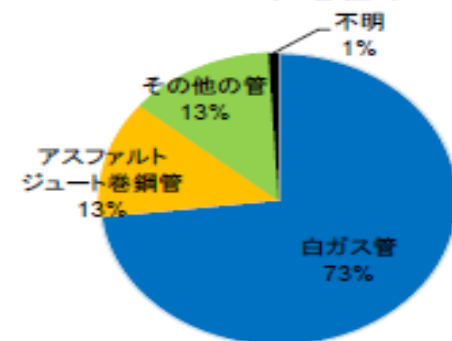
人身被害の発生するガス事故は、ガス洩れによる爆発や火災と、住宅や飲食店など屋内で使用するガス機器の不完全燃焼や排気不備や換気忘れによるCO中毒によるものです。**COは無色無臭で発生に気付き難く、気が付いた時には重篤化しやすく、修学旅行生など一度に多くの死傷者が出た事故もあります。**

Q8. 現在の住宅敷地内における都市ガスパの課題はどのようなことですか？

経年管によるリスクについて



内管の経年劣化(腐食)による事故件数
(過去10年 管種別)

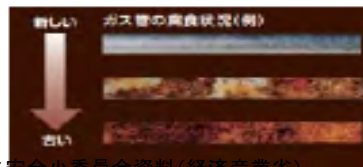


過去10年間事故件数計 108件

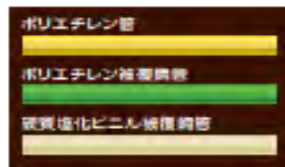
出所：経済産業省調べ

見えないところで腐食は進行しています。

腐食に強いガスパです。



出典：ガス安全小委員会資料(経済産業省)
土の中に埋められた亜鉛メッキ導管
(白ガスパ)の例



腐食・地震に強く、災害
対策にも有効

出所：経済産業省パンフレット

内管における経年劣化(腐食)による事故は、過去10年間で108件(うち人身事故13件)発生している。このうち73%(79件)が白ガスパによる事故となっており、需要家(管の所有者)に御理解を頂き、経年管をポリエチレン管等の新しい管に取り換えることが課題となっている。

敷地内の都市ガスパ(内管)は、LPガスに比べて土中や床下・壁中などで見えない部分が多く、全国の戸建や集合住宅には、**まだ約300万件**(平成25/3末)の白ガスパなど腐食・ガス漏れの危険性のある古い(経年埋設)ガスパが残っています。気が付かないうちにガス漏れ事故の発生危険が懸念されています。

Q9. 現在の住宅に関するガス保安制度はどうなっていますか？

図1 都市ガス(ガス事業法)

出典:ガス安全小委員会資料(経済産業省)

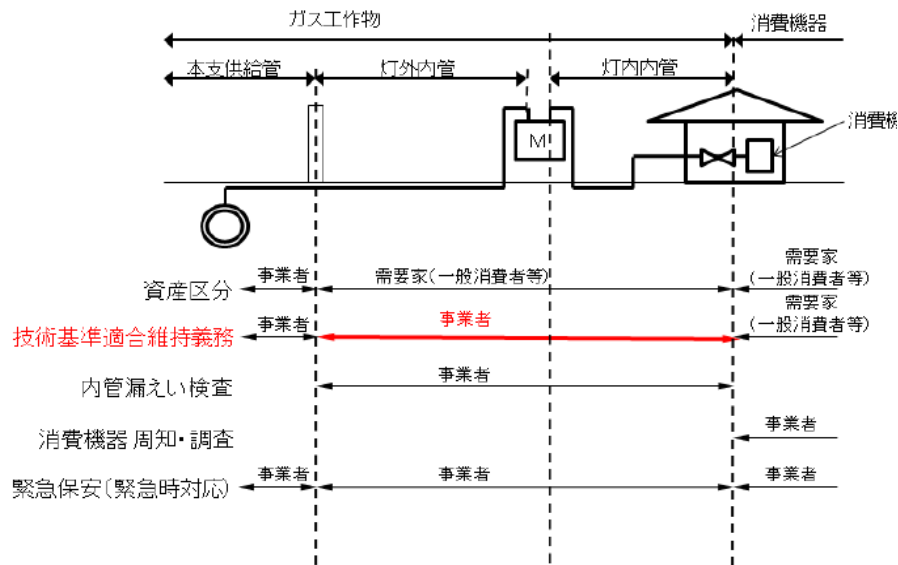
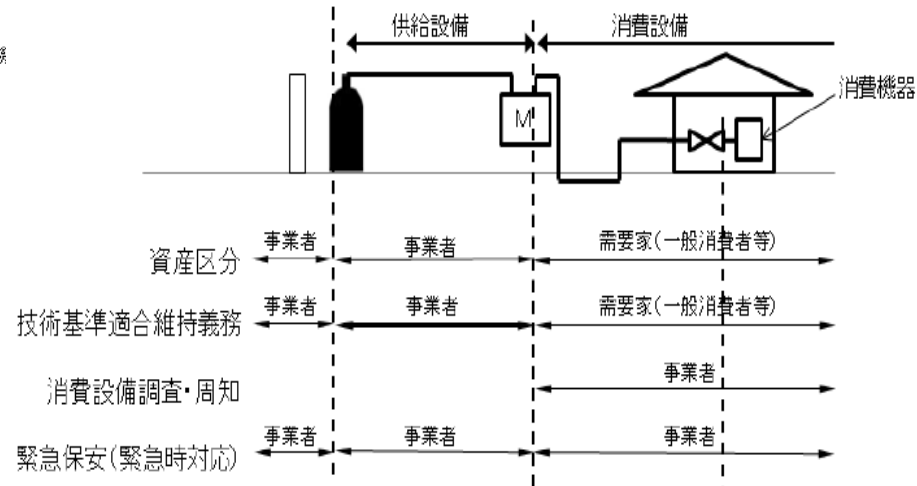


図2 LPガス(液化石油ガス法)



- 都市ガスの消費機器範囲は、ガス栓から消費機器まで。LPガスの消費設備範囲はガスメータ出口から消費機器まで
- 技術基準適合維持義務とは、ガス工作物（ガス管など）を経産省の定める技術基準に適合させる責任を持つこと

都市ガスは公道から、またLPガスはガスボンベも含めた全てのガス管から、ガスコンロなどの器具まで、ガス漏れなど緊急保安や、消費機器の排気などの**定期的な安全点検調査**(都市ガスは40か月・LPは4年に一回以上)を、**地元の都市ガス事業者やLP販売会社に対して義務化しています。**

LPのガス管工事や点検は、国の認定保安機関やLPガス設備士(国家資格)、都市ガスのガス管工事や点検は、都市ガス事業者やその指定工事店、内管工事士、需要家ガス設備点検員(業界資格)等の**内部資格者**が実施しています。

Q10. 家庭小売自由化後は、住宅に関する都市ガス保安はどう変わるのか？

■都市（一般）ガス事業者

<小売全自由化前：事業許可制>

<小売全面自由化後>

○ガス製造部門

ガス製造事業者

【届出制：自由】

○ガス輸送・配給導管部門【地域独占】

一般ガス導管事業者

【許可制：地域独占】

○ガス小売部門

【地域独占】

(既存) ガス小売事業者

【登録制：自由化】

(新規参入) ガス小売事業者【登録制：自由化】

消費者から顔が見える
ガス小売事業者か？

(現行)



【保安責任】

一般ガス事業者

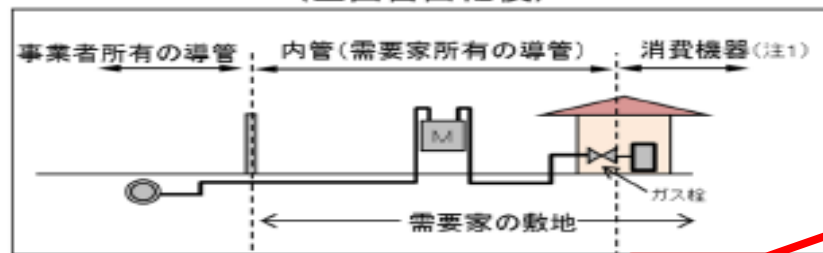
定期点検

緊急保安

(注1)ガス用品については、別途製造・輸入事業者に対する規制あり。

(全面自由化後)

出典:ガス安全小委員会資料(経済産業省)



【保安責任】

ガス導管事業者

定期点検

緊急保安(注2)

(注2)ガス小売事業者も、需要家との連絡窓口になるなど、連携・協力する。

変更点！

小売全面自由化後は、地元の都市ガス事業者である「一般ガス導管事業者」が、屋内ガス栓までのガス漏れ定期点検や消費機器も含めた緊急保安も従来通りに実施することになりました。その一方で、機器の排気など安全点検や危険発生防止の周知は、消費者と接点が多く消費機器を把握する場合が多い「ガス小売事業者」の各社が、保安業務規程を国に届出て各自で実施することになりました。

Q11. 家庭用小売自由化後の都市ガスの災害時の保安体制はどうなるのか？

- ① ガス導管事業者と、新規参入者も含めたガス小売事業者の**連携・協力に係るガイドライン**を、**審議会**において事業者・専門家の意見を聴きつつ**経済産業省が今後整備**。

(連携・協力イメージ)

- ◆災害等の緊急時対応について、小売事業者は、導管事業者に必要な情報を提供するほか、協力に応じること。
- ◆緊急時に備え、平時より事業者間で共有されるべき情報について、ルール化すること。
- ◆緊急時の参集基準や共有すべき情報項目等を事前にルール化すること。また、指揮命令系統も具体的に明確化すること。
- ◆緊急時対応を円滑に行うため、定期的な訓練を実施すること。

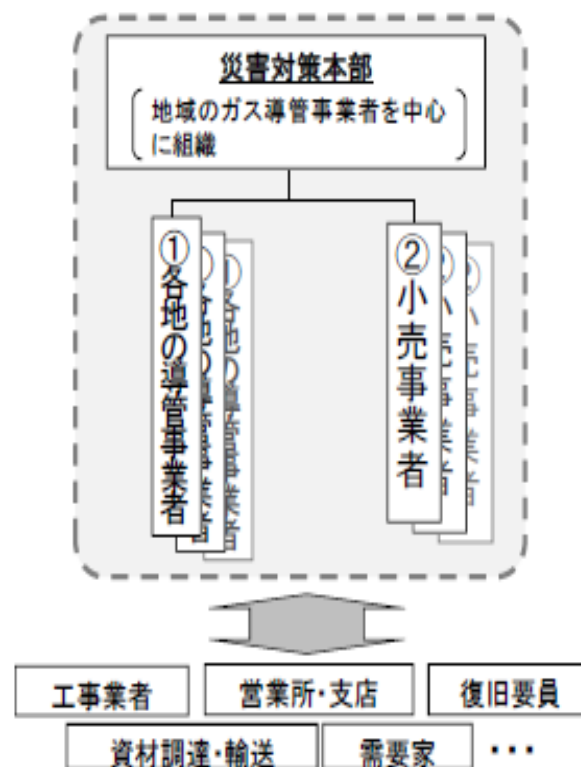
具体化

- ② 導管事業者と小売事業者が**協議**の上、緊急時対応に備えた**詳細ルール**を策定、**託送供給約款等**で対応を担保。

実行

- ③ **定期的な訓練と情報共有**により、緊急時対応に備える。

＜連携・協力イメージ＞ ※今後検討



出典：ガスシステム改革保安対策 ワーキンググループ資料(経済産業省)

震災後の二次災害防止への迅速な初動対応や早期復旧、あるいは災害発生の防止等の活動に関して「一般ガス導管事業者」と新規参入も含めた「ガス小売事業者」が一体となる連携・協力の義務を法律で定め、詳細は消費者代表も入れた国のワーキングで現在検討中です。

Q12. 電気・都市ガスの家庭小売自由化後の消費者保安で注意すべき点は？

○電力もガスも事業者や経産省の努力で、格段に事故は減少したと思います。

漏電やガス漏れ、CO中毒など、消費者は保安の知識や対処能力が乏しいので、地元で顔の見える電力やガス事業者の保安を信頼してきました。

小売自由化後も、電気保安は従来通りに地元電力事業者が担うことで変更はありません。一方、都市ガスは、緊急時対応やガス漏洩検査は従来のガス事業者であるガス導管事業者が、消費機器調査等は新規の小売事業者も行うことになります

○ガスは電気に比べて拡散しやすく死傷の危険性も高く、対象数の多い住宅まで小売自由化をすれば、2020年都市ガス事故撲滅を目指す「ガス安全高度化計画」を、全ガス事業者が協働して取組むことが益々重要だと思います。

特に、震災時の二次災害防止や復旧活動に対しては、強制力を伴う実効性のある協力体制の構築の検討が絶対に必要不可欠だと思います。

○『ガス点検』は、点検員が敷地や屋内に立入ります。

- ・共稼ぎ世帯では、ガス漏洩検査と消費調査の訪問が二度手間にならないか、
- ・高齢世帯では、消費機器調査を口実に、都市ガスとセットで他の商品売る事業者が居座り営業や白蟻など他の点検商法とならないよう、電気やLPガス認定保安機関のように信頼できる点検員や点検委託先が見極めも肝心です。

消費者としての保安について

まとめ<<保安を重視したい>>

電気やガスは、その都度を買う商品ではありません。
毎日の生活に必要不可欠な商品！安全も一緒に選びたい・・・
電気やガスの家庭小売自由化後には、インターネットや電話、
訪問販売など、消費者は営業攻勢にさらされる恐れはないか？
危惧する意見もあります。

安易に価格だけで小売事業者を選ぶのではなく、
『安全と安心と安定』について消費者との太い絆があるのか、
そんな視点で小売事業者を見極めることが大切！

- いつでも消費者から 顔が見える・・・
- いつでも何でも 要望を言える・・・
- いつでも何でも すぐに聞ける・・・

消費者が不安に感じてかける電話1本にも、「音声テープや素人の受付でたらい回し」でなく、プロが出て、即解決してくれる事業者を。小売自由化では、そういう基準で事業者を賢く選択したい。